松代象山地下壕での利用等に関するガイドライン

制　　定：令和８年 11 月１日

松代象山地下壕（以下「本施設」という。）は、第二次世界大戦末期、国の中枢機能を移すという計画のもとに建設された貴重な戦争遺跡であり、平和な世界を後世に語り継ぐ場所として公開しています。この公開趣旨を踏まえ、本施設の尊厳を保持するとともに、安全な管理運営及び一般見学者の見学環境を確保するため、写真・映像撮影、調査、取材、その他の利用（以下「利用等」という。）について必要な手続き及び禁止事項を定めるものです。

本施設の利用等をご希望される場合には、事前に長野市観光文化部観光振興課にご相談ください。

なお、一般の見学者の皆様が見学の記念や記録として写真・映像撮影する場合は、手続きは不要です。

１　以下の場合は利用前にお申し込みをお願いいたします。

（１）報道・学術・教育目的で利用する場合

（２）商業・営利目的で利用する場合※

※商業・営利目的の利用等については原則としてお断りしておりますが、本施設の公開趣旨（平和を希求する等）に合致し、施設の保存・安全管理に支障がないと認められるものに限り、利用いただける場合があります。

（３）その他一般見学以外の目的（集会、行事、調査等）で利用する場合

２　禁止事項

以下の内容を含む利用等は、原則、お断りいたします。

（１）岩盤や付帯設備をき損する行為、火気・煙幕を使用する行為、大音量を発する行為、その他本施設の構造等に影響する行為を伴う利用

（２）心霊スポットとしての紹介、不適切及び過度な演出等を伴う撮影、その他本施設の尊厳を損なう利用

（３）撮影したデータの販売、製品開発としての利用、その他商業・営利目的の利用（公開趣旨に合致するものは除く）

（４）特定の団体の示威行為、宣伝を目的とする利用、その他公の施設としての公平性又は中立性を損なうおそれのある利用

（５）他の見学者の安全や通行を妨げる行為等、他の見学者の迷惑となる利用

３　利用等に際しての遵守事項

（１）　安全第一

必ずヘルメットを着用し、指定された順路以外には立ち入らないでください。

（２）他者への配慮

一般見学者の通行を妨げず、映り込み等（肖像権）には細心の注意を払ってください。

（３）データの取り扱いについて

施設の尊厳・イメージを損なう内容では使用しないでください。

本ガイドラインに反する利用が認められる場合は、修正又は公開停止を含め、協議をお願いする場合があります。

４　違反への対応

禁止事項に該当する利用等が行われた場合、遵守事項に違反する事実が判明した場合は、直ちに撮影の中止、公開の停止、データの削除を要請するとともに、今後の利用等をお断りする場合があります。

５　その他

利用等に起因する事故及び第三者との紛争について、市は一切の責任を負いません。